

人権理事会 危険物に関する人権専門家が報告書を提示

2019/09/09

国連人権高等弁務官事務所

危険物・廃棄物に関する特別報告者が人権理事会に報告書を提示した。この報告書には、危険物質ばく露による労働者の搾取中止のための15の原則が含まれており、政府と企業に対して、労働者を職場内・周囲の有毒物質から守り、被害者を救済するよう求めている。ILOによれば、毎年世界では270万人以上の労働者が危険・不健康な労働条件のために死亡し、そのうちの80%以上が職業病であり、少なくとも半数が有毒化学物質・殺虫剤・放射物質その他の危険物質が原因であるという。特別報告者は、多くの労働者が健康か収入か選択せざるを得ない状況におかれ、多くが知識や同意のないまま有毒物質にさらされており、最も危険な状況にあるのは移住労働者・一時的労働者・非正規労働者とともに貧困者・子ども・女性であると指摘している。そして全ての人々が職場の危険物質から保護されなければならないと強調している。